

江南市浄化槽設置補助金申請の注意点について

◆対象区域

対象区域は、公共下水道事業計画区域を除く地域及び市長が指定した区域を除く区域であり、下水道への接続が可能な地域や下水道接続が計画されている地域は補助対象外です。

ご不明の場合は、環境事業センターまたは下水道課へお尋ねください。

◆対象浄化槽

補助金の対象となるのは、BOD除去率が90%以上で、放流水のBODが20mg/l以下の、かつ総窒素濃度が20mg/l以下の処理能力を有するもので、環境省の補助要綱に定める環境配慮型浄化槽に限ります。

環境省または(一社)浄化槽システム協会のホームページ等を参照ください。

◆補助の交付条件

専用住宅において、現に使用している既存の単独処理浄化槽または汲取便槽を廃止して、処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する場合。

申請前に、必ず設置届(浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出)の審査を受けてください。

※建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けて、浄化槽を設置する場合は対象外です。

【対象とならない事例】

- ・新築
- ・併用住宅
- ・中古住宅を購入したが、居住実態が無い
- ・転売目的など申請者本人が設置場所に居住しない、住民登録しない
- ・市税の滞納がある
- ・借家等で、賃貸人の承諾が得られない

など

詳しくは、市ホームページの補助金交付要綱を参照してください。

◆撤去費補助

撤去費の補助は、汲取便槽からの転換：105,000円、単独処理浄化槽からの転換：120,000円が補助限度額となります。

汲取便槽、単独処理浄化槽ともに、原則、全撤去を条件とします。

※撤去前に補助金申請を提出し、交付決定後、市職員による撤去作業の立会いが交付の条件となります。

【申請時添付書類】

撤去費用の見積書（撤去作業費、埋戻し作業費、ガラ処分費など詳細項目の記載が必要）

※清掃費は撤去費に含めないでください。

◆宅内配管工事費

補助限度額は、300,000円です。

浄化槽への流入管、マスの設置および隣接する側溝等までの放流管、既設配管の撤去を対象とします。

【申請時添付書類】

配管費用の見積書（配管作業費、埋戻し作業費、ガラ処分費など詳細項目の記載が必要）

◆交付申請に関すること

「工事請負契約書」の工事期間について、申請書と矛盾がないように設定してください。また、工事期間を過ぎてから完了する場合は、変更契約が必要となります。

交付申請書を市に提出後、申請者の納付状況を確認しますので、交付決定には通常7～10日間を要します。（連休前の申請や市税の滞納がある場合等はさらに時間を要しますので、ご了承ください。）

◆変更に関すること

補助金の交付決定を受けた後に、設置浄化槽や工事日程、工事内容の大幅な変更などがある場合は、事前に変更申請が必要です。

◆実績報告に関すること

設置工事完了後1か月以内又は当該年度の2月15日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

実績報告書の「着工日」には、交付決定通知後に実際に着工した日を記入し、「完了日」には書類手続きも含めた事業完了日を記入してください。

※保守点検契約日が浄化槽の使用開始後とならないようご注意ください。

◆工事の注意点

撤去費の補助を受ける場合、撤去工事を行う際に市職員が立ち会います。できる限り市役所の営業日に施工してください。

撤去工事日の連絡は、遅くとも1週間前にはお願いします。悪天候などで中止する場合は早めにご連絡ください。

工事写真は、市職員が立会いしていても必ず撮影してください。（工事写真の撮り忘れや添付漏れが見受けられますので、忘れずに撮影してください。）

また、マンホールの締め忘れに注意してください。

◆補助金の支払い

補助金の支払いは、実績報告後、市職員が工事完了の現地確認を行ってからおよそ1か月後になります。

補助金受取口座は、原則、申請者本人の口座となります。

※口座振り込みエラーが多発していますので、記入口座に誤りが無いようご注意ください。